

第1部 総説

1 計画のねらい

本県では、国の職業能力開発基本計画に基づき、1971年度以降、10次にわたり石川県職業能力開発計画を策定し、様々な施策を展開してきたところである。

第10次石川県職業能力開発計画（計画期間：平成30年度から令和4年度）では、少子高齢化・人口減少社会の進行や景気拡大により企業の人手不足感が高まっていることを背景に、雇用のセーフティネットとしての職業能力開発はもとより、人手不足への対応として多様な人材の掘り起こしと活躍推進および企業の生産性向上に向けた人材育成を中心に取り組んできた。

この間、人口減少、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が本格化し、令和2年からは新型コロナウイルス感染症の影響により、それまで着実に改善してきた経済・雇用情勢が大きく変動した。

また、障害者や女性、高齢者など、多様な人材の求職ニーズが高まっており、人口減少による深刻な人手不足への対応の面からも、多様な人材の能力を引き出し、活かしていくことが求められている。

さらに、経済社会の変化に目を向けると、新型コロナウイルス感染症を背景とした社会全体のデジタル化のさらなる進展など、新たな時代の潮流により、労働者に求められるスキルが大きく変化していくことが見込まれる。

こうした社会・雇用情勢の変化の中で、本県産業が持続的に発展していくためには、雇用のセーフティネットとして取り組んできた離職者に対する職業能力開発はもとより、デジタル化など新たな時代なニーズに対応する人材育成、本県産業を支える人材の確保・育成、多様な人材に合わせた職業能力開発が必要である。

「第11次石川県職業能力開発計画」は、こうした考え方のもと、本県における職業能力開発の目標及び施策の基本的な考え方を明らかにし、計画的な施策の実施を通じて、働く者の職業の安定、社会的な地位の向上等を図るものである。

2 計画の位置づけ

この計画は、職業能力開発促進法第7条に基づき、国の「第1次職業能力開発基本計画」を受け、地域の実情を踏まえ都道府県ごとに定める「職業能力開発計画」として位置づける。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とするが、経済情勢の変動等に伴って新たな施策が必要となった際には、本計画の趣旨を踏まえて適宜適切に対応するとともに、必要な場合は本計画の修正を行うものとする。